

建築許可申請図書作成要領

(1) 法第34条第11号の一般区域、同条第12号(条例別表第5第4項)

添付 順序	名称	記 入 要 領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、次により記入すること。 指定区域；政令第36条第1項第3号ロ 認定団地；政令第36条第1項第3号ハ ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調査書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住宅の自借家の別 ・当該市街化調整区域において建築する理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法 ・指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容(詳しく記入のこと。)
6	理由書の内容説明 および証明資料	○住民票(家族全員)の原本(3ヶ月以内のもの) ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書 および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要)
8	確認申請書または 建築計画概要書	○直近のもの
9	申請地の 売買契約書等	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 ・売買契約書(所有権移転仮登記とローン証明もあわせて添付すること) ・相続により承継する場合は、贈与が確実であることを証する書面
10	申請地の現況写真	○ 全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物平面・立面図	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。

建築許可申請図書作成要領

(2) 法第34条第12号(条例別表第5第1項、第2項、第3項)

添付 順序	名称	記入要領
1	許可申請書 (様式29)	○4 許可該当条項および理由欄には、政令第36条第1項第3号ハと記入すること。 ○6 その他必要な事項欄には、申請者、代理者の連絡先(電話番号)を記入のこと。
2	建築物概要書 (様式31)	○面積は小数点以下2位まで記入のこと。 (土地の面積は3位を切り捨て、建築関係の面積は3位切り上げとする)
3	建築物敷地調書 (様式37)	○敷地、建築物の変遷を全て記入すること。
4	委任状	○申請手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付すること。
5	理由書	○申請者の住所、氏名を記入し、署名または記名押印すること。 ○次の事項を漏れなく記入すること。 ・住宅困窮の状況を明確に記入のこと。 ・自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 ・現在居住している住居の規模、家族構成、および自借家の別 ・当該市街化調整区域に土地を求めた理由 ・建築物の着工・完了予定年月日 ・現住居の許可後の取扱い方法
6	理由書の内容説明 および証明資料	○自借家証明等(賃貸借契約書の写(ない場合は家主証明)、土地建物登記事項証明書(公営住宅については不要)) ○結婚で独立する場合は、相手の証明書 ○現住居の間取り図、写真(狭小過密の場合のみ) ○住民票(家族全員)の原本(3ヶ月以内のもの)ただし、本籍の記載は不要。
7	申請地の登記事項証明書 および公図	○線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書の原本(3ヶ月以内のもの)を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付のこと。 (取得時のローンの場合は不要)
8	確認申請書または建築計画概要書	○直近のもの
9	申請地の売買契約書等 (所有権がない場合、借地は二親等までしか認めない)	○申請者に土地の所有権がない場合は、次のいずれかを添付すること。 なお、その内容については、各許可要件により判断すること。 ・売買契約書 ・相続・贈与の場合でも可の場合、将来相続または贈与で取得すること確実であることを証する書面(相続の証明書)。
10	申請地の現況写真	○全景、隣接部の詳細
11	位置図	○1/2,500~1/25,000の縮尺で周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等が判断できるもの)
12	敷地現況図	○境界、建物の位置、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
13	計画平面図	○境界、敷地面積、建物の位置、延床面積、排水処理施設が記入されているもの。 (縮尺1/50~1/100)
14	求積図	○現況図と併用してもよい。
15	横断図	○境界、側溝等を記入のこと。(2方向及び変化点)
16	建築物平面・立面図	○建築面積および延べ床面積を記入のこと。 ○建ぺい率、容積率および算定式を記入のこと。
17	流末排水経路図	○敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入のこと。 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。